第三十九条の百十九第六項中「第六十八条の九十二第五項第三号」を「第六十八条の九十二第六項第二号」に改め、同項第一号中「適格分社型分割等に係る」を「適格分割等に係る」に改め、同号イ中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「当該特定外国子会社等」を「法第六十八条の九十二第六項の外国法人」に改め、同号ロ中「第六十八条の九十二第五項」を「第六十八条の九十二第六項」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「当該特定外国子会社等」を「同項の外国法人」に改め、同条第八項中「第六十八条の九十二第二項前段」の下に「又は第九項前段」を加え、「益金不算入」を「配当等の益金不算入」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「第六十八条の九十二第一項」の下に「、第三項、第八項又は第十項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第六項の次に次の五項を加える。

7　法第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額は、同号に規定する期間において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額であつて次に掲げるものとする。

一　当該他の外国法人の個別課税対象金額若しくは個別部分課税対象金額又は法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金額（法第六十八条の九十二第十一項第一号の連結法人の配当連結事業年度（同号に規定する配当連結事業年度をいう。次項及び第九項において同じ。）又は同号に規定する前二年以内の各連結事業年度等の連結所得の金額又は所得の金額の計算上益金の額に算入されたものに限る。次号において「個別課税対象金額等」という。）の生ずる事業年度がない場合における当該他の外国法人から受けたもの

二　当該他の外国法人の個別課税対象金額等の生ずる事業年度開始の日（その日が二以上ある場合には、最も早い日）前に受けたもの

8　法第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する期間において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（同号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）に、同号の連結法人の配当連結事業年度終了の時における当該外国法人の発行済株式等のうちに配当連結事業年度終了の時における当該連結法人の有する当該外国法人の請求権勘案直接保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする。

9　法第六十八条の九十二第十一項第二号イに規定する政令で定める金額は、同号イの他の外国法人に係る適用対象金額（連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は部分適用対象金額（連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額又は部分適用対象金額に係る事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該事業年度終了の時において当該連結法人が同条第十一項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（同項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。次項において同じ。）の占める割合を乗じて計算した金額とする。

10　法第六十八条の九十二第十一項第二号ロに規定する政令で定める金額は、同号ロの他の外国法人の各事業年度の適用対象金額（連結法人の同号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度（以下この項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は部分適用対象金額（連結法人の前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額又は部分適用対象金額に係る各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時において当該連結法人が同条第十一項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数の占める割合を乗じて計算した金額の合計額とする。

11　第四項から第六項までの規定は、法第六十八条の九十二第十三項において準用する同条第六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第六十八条の九十二第六項の	第六十八条の九十二第十三項の規定により読み替えられた同条第六項の
	同条第四項の	同条第十一項の
	同条第六項各号に定める個別課税済金額（同条第四項第二号に掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）又は課税済金額（法第六十六条の八第四項第二号に掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）	同条第十三項の規定により読み替えられた同条第六項各号に定める個別間接配当等（同条第十一項第一号に掲げる金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十一項第二号ロに掲げる金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は間接配当等（法第六十六条の八第十一項第一号に掲げる金額をいう。第六項において同じ。）若しくは間接課税済金額（法第六十六条の八第十一項第二号ロに掲げる金額をいう。第六項において同じ。）
	の個別課税済金額	の個別間接配当等又は個別間接課税済金額
第四項第一号	同項第一号	同条第十三項の規定により読み替えられた同条第六項第一号
	合併等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度
第四項第二号	合併等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度
第四項第三号	同号	同条第十三項の規定により読み替えられた同条第六項第二号
	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度
第四項第四号及び第五号	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度
第五項	前十年以内	前二年以内
	連結法人十年前事業年度開始日	連結法人二年前事業年度開始日
	合併等前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度又は分割等前二年内事業年度
	被合併法人等前十年内事業年度	被合併法人等前二年内事業年度